

令和5年度 工事（業務）事故防止対策

[年度別事故発生状況]

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
発生 件数	労働災害	(3) 20	(2) 20	(1) 21	(1) 13	(3) 13	(1) 19	(1) 20		(1) 17	(1) 23	(1) 20	13
	公衆災害	26	(1) 11	24	15	14	25	23	22	9	8	7	8
合 計	(3) 46	(3) 31	(1) 45	(1) 28	(3) 27	(1) 44	(1) 43	(1) 42	(1) 26	(2) 31	(1) 27	21	

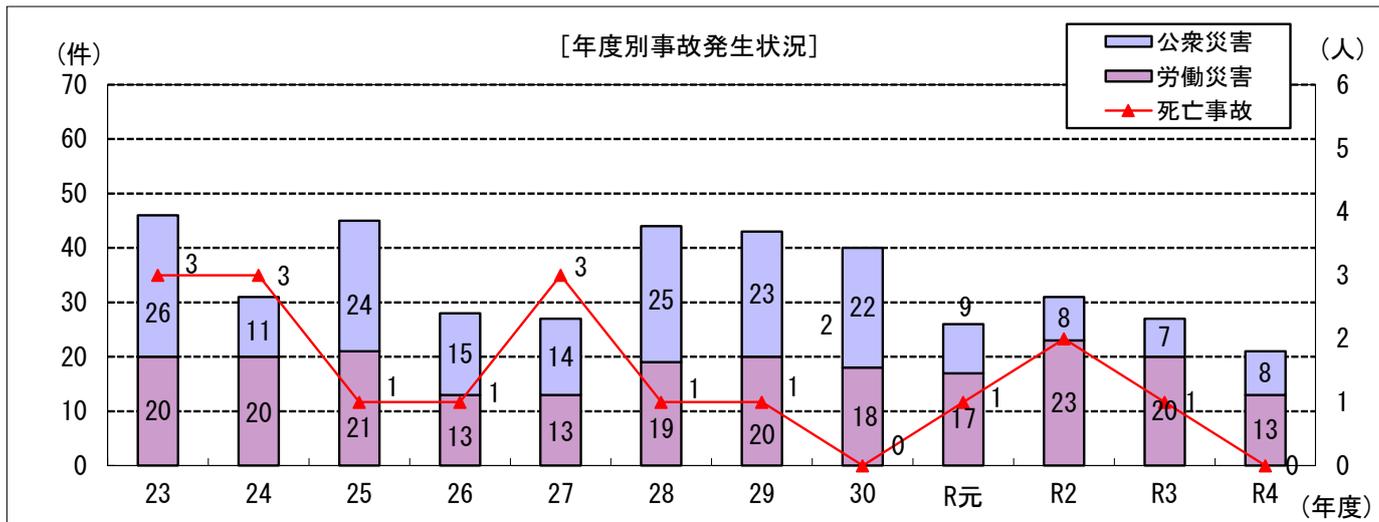
※河川、道路、公園事業における事故（港湾空港部、営繕部除く）

※（ ）書は、死者数で内書。

※直轄工事において発生したすべての事故を計上。

※労働災害とは、工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故。

※公衆災害とは、工事作業が起因して、第三者が死傷または第三者に損害を与えた事故。



令和4年度の事故について

- ・ 令和4年度は**21件**の事故が発生（労働災害：13件、公衆災害8件）
- ・ 死亡事故は0件

《主な事故の概要》

- ・ 工事ヤード内で掘削残土を仮置きしたあとダンプアップしたまま走行したことにより架空線を損傷させた。（公衆災害）
- ・ 道路規制解除後に規制看板を資材置き場へもどす際、足を滑らせて道路脇の河川（高低差約3m）に落下した。（労働災害）
- ・ トンネル掘削作業で吹付コンクリートを施工中、圧送不良となり圧を抜いて配管を外した。その際に配管内を覗き込み、生コンが飛散して顔面を直撃した。（労働災害）
- ・ 仮置き2列のコンクリート製残存型枠（前列5段、後列6段）の間に入って作業していたところ、背面（後列）のコンクリート製残存型枠が滑り落ち、間に挟まり負傷。（労働災害）

※事故要因として、作業員等への目配り・気配り・教育不足による事故が多数

令和5年度 事故防止対策

九州地方整備局の工事事故防止目標：受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目

- ① 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ② 墜落・転落事故の防止
- ③ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

事故防止対策

- ① 担当作業を担う作業員一人一人までの作業手順の確認・遵守の徹底
- ② 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ③ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー
- ④ 受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実

令和5年度 工事(業務)事故防止対策

九州地方整備局の工事(業務)事故防止目標：

受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目

- ・ 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ・ 墜落・転落事故の防止
- ・ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

【事故防止対策】

- ・ 担当作業を担う作業員一人一人までの作業手順の確認・遵守の徹底
- ・ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ・ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー
- ・ 受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実

重点項目ごとの具体的安全対策取り組み方針

(1) 架空線・地下埋設物の切断事故の防止

架空線切断防止の重点的安全対策のポイント

- ① 架空線の事前調査の徹底と作業員への周知
- ② 架空線保護カバー、高さ制限装置と見やすい注意看板の設置
- ③ バックホウアームの旋回角度制限装置やダンプトラックダンプアップブザー装置車輛の活用及び確認
- ④ 架空線付近での作業時には見張員の配置

地下埋設物切断防止の重点的安全対策のポイント

- ① 『地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書』の遵守
- ② 最新の占用台帳に基づく詳細照査の徹底と占用企業者との確実な協議と確認の実施
- ③ 不確定な箇所での人力による試掘確認の徹底
- ④ 現地での位置出しの明示と作業員・監視員への周知
- ⑤ 試掘箇所以外での探査機による探査の徹底と適切な操作方法の周知

(2) 墜落・転落事故の防止

墜落・転落の防止対策重点的安全対策のポイント

- ① 安全な作業通路・昇降施設の確保と施設点検の実施
- ② 2m以上の高所作業における転落防止柵の設置と作業員の墜落制止用器具（胴ベルト型・ハーネス型）の義務付け
- ③ 危険箇所（足場の開口部等）への立ち入り禁止標識の表示と作業員への周知
- ④ 高所における仮設物について、安全点検や長期間継続使用する際の引継（構造上の注意点）等の徹底

※ 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別講習を受けた者が行うこと。

重点項目ごとの具体的な安全対策取り組み方針

(3) 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止、建設機械との接触事故の防止

建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止の重点的安全対策のポイント

- ① 作業手順の確認の徹底
- ② 重機回送前に積込状況、搬送ルート確認の徹底
- ③ 重機の死角への進入禁止の周知徹底
- ④ 重機移動時の誘導者の配置の徹底
- ⑤ 機械・工具の使用用途に応じた適切な使用の徹底
- ⑥ 作業を中断する場合は、機械・工具のスイッチを切るなど操作方法の周知徹底

(4) その他（交通事故関係）

交通事故防止の重点的安全対策のポイント

- ① 運搬経路上における交通事故危険箇所の事前把握と安全運行の徹底
- ② 交通安全施設や交通誘導警備員の適切な配置等による安全確保の徹底（特に、交通規制開始の準備・後片付け時、大型車両の後進時 等）
- ③ 車両の点検整備と日々の健康状態確認（アルコールチェック含む）

事故示一々分析

～事故区分の定義～

○労働災害

工事や業務作業が起因して、工事・業務関係者等が死傷した事故

例：法面及び足場等からの墜落、重機との接触、工具の取扱いによる事故等

○公衆災害

1) 死傷公衆災害

工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故

例：重機との接触、歩道部段差による自転車の転倒等

2) 物損公衆災害

工事作業が起因して、第三者所有物を破損した事故

例：架空線や地下埋設物の切断損傷等

○労働災害

(墜落・転落や建設機械による工事・業務関係者の死傷)

- ・ 土木工事安全施工技術指針 (令和5年3月)
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働安全衛生規則等

○公衆災害

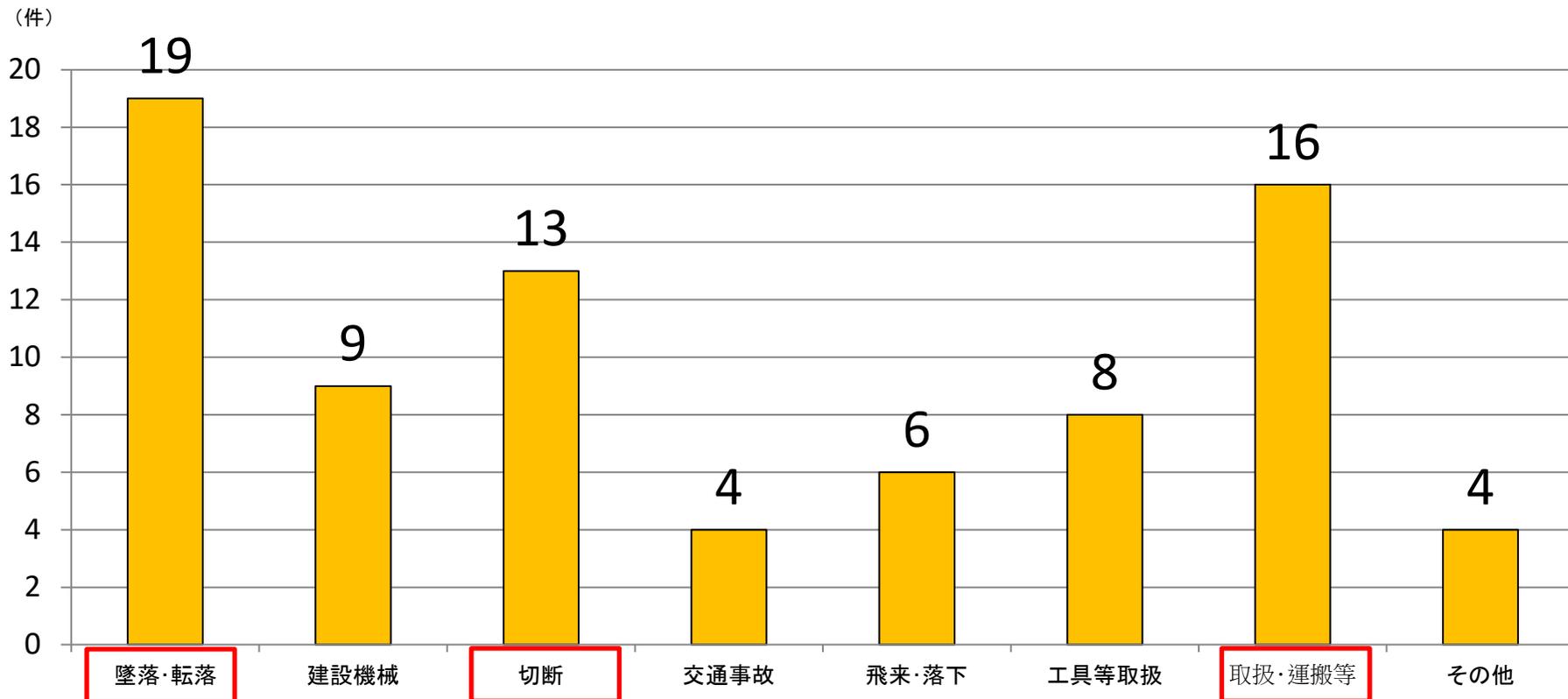
(架空線や地下埋設物の切断等)

- ・ 土木工事安全施工技術指針 (令和5年3月)
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱等

直近3カ年における事故分類別の発生割合

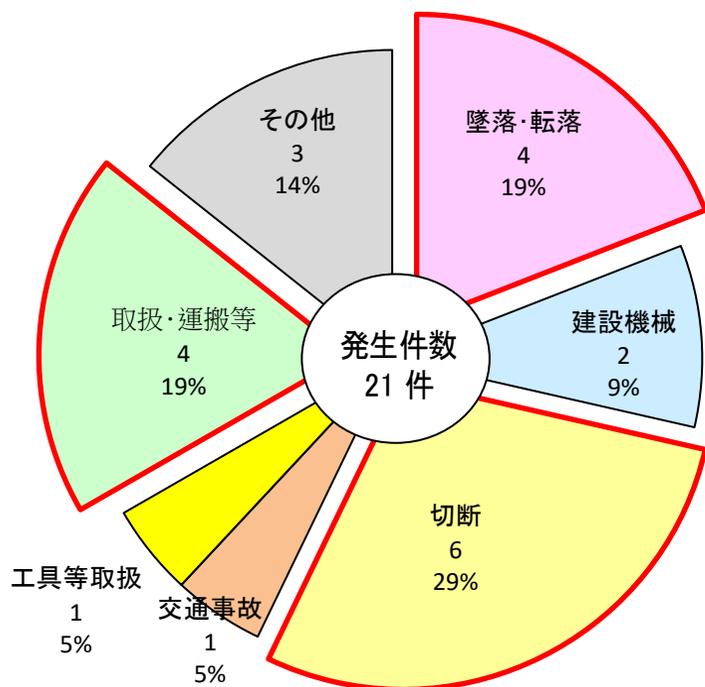
直近3カ年における事故分類別の発生状況

- 直近3カ年（R2～R4）では、「墜落・転落」「建設機械や資機材の取扱・運搬等」「切断（地下埋設物・架空線）」の事故が多く発生。



令和4年度の主な事故の概要

令和4年度発生事故 事故分類別



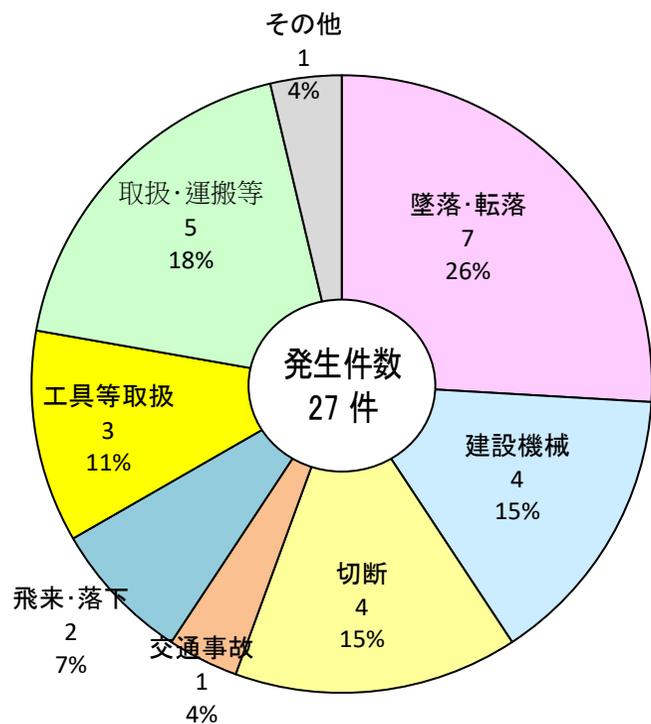
- ・ 工事ヤード内で掘削残土を仮置きしたあとダンプアップしたまま走行したことにより架空線を損傷させた。（公衆災害）
- ・ 道路規制解除後に規制看板を資材置き場へもどす際、足を滑らせて道路脇の河川（高低差約3m）に落下した。（労働災害）
- ・ トンネル掘削作業で吹付コンクリートを施工中、圧送不良となり圧を抜いて配管を外した。その際に配管内を覗き込み、生コンが飛散して顔面を直撃した。（労働災害）
- ・ 仮置きの2列のコンクリート製残存型枠（前列5段、後列6段）の間に入って作業していたところ、背面（後列）のコンクリート製残存型枠が滑り落ち、間に挟まり負傷。（労働災害）

※事故要因として、作業員等への目配り・気配り・教育不足による事故が多数

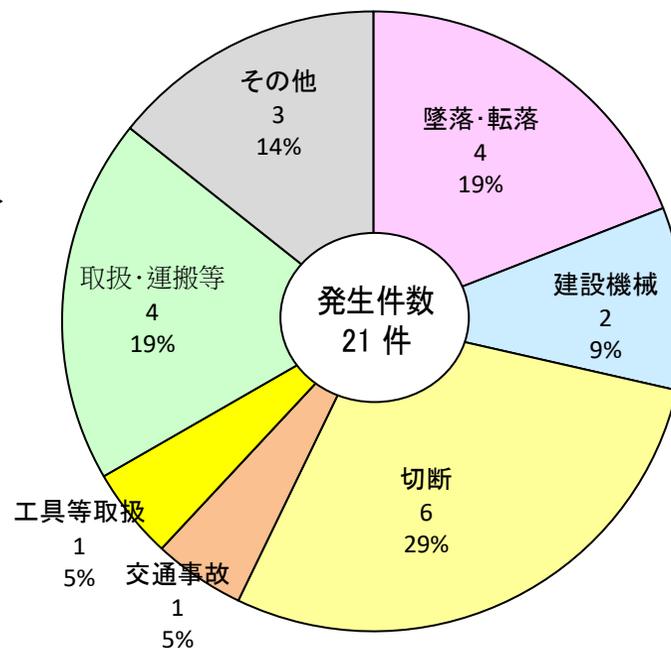
令和3年度と令和4年度の比較

- 令和4年度は、前年度に比べ事故件数が減少（6件）した。（工事件数は横ばい）
→ 死亡事故の発生はなかった。
- 事故分類は、令和4年度も令和3年度と同じような割合で発生している。

令和3年度発生事故 事故分類別



令和4年度発生事故 事故分類別



発生件数
0.78倍

1.00倍

工事発注件数(契約); 1, 217件

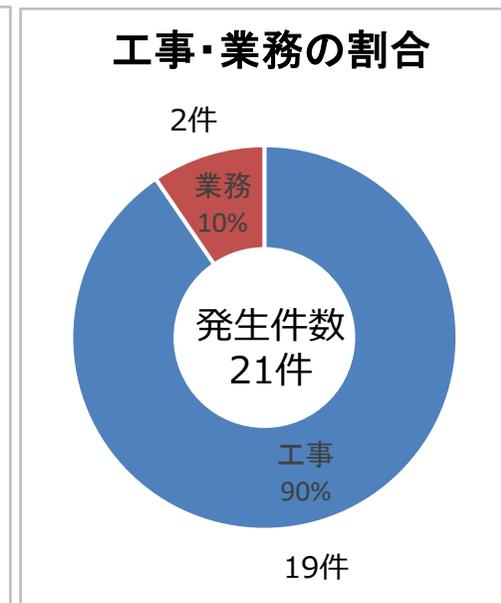
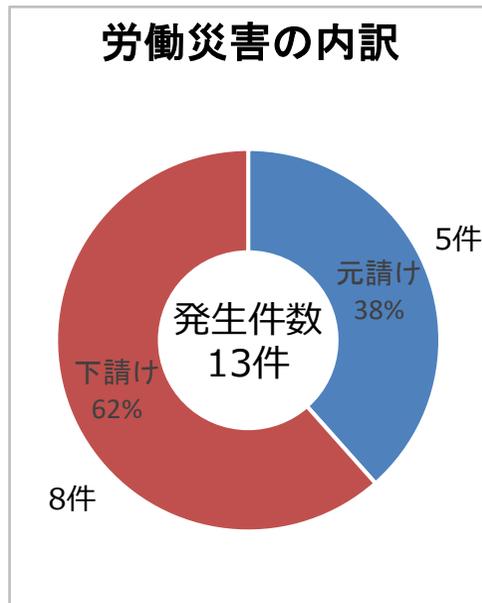
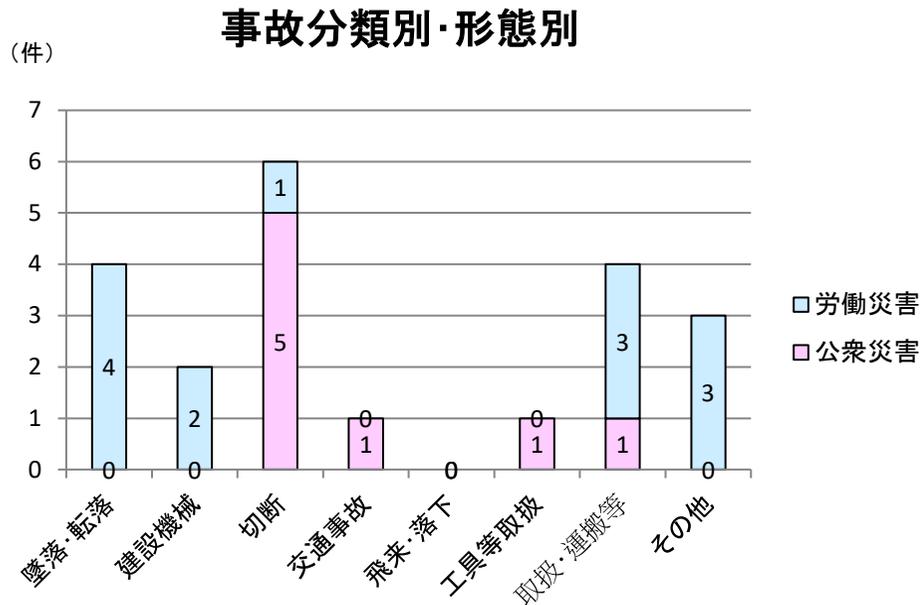
工事発注件数(契約); 1, 218件

事故の分析（事故形態別）

令和4年度の事故分類別・形態別・元請け下請け別の集計

- ・ 労働災害の多くは、「墜落・転落」「建設機械や資機材の取扱・運搬等」により発生。
- ・ 労働災害のうち、約6割が下請けとなっているが、元請けの労働災害も増えている。
- ・ 工事での事故が9割を占めている。

	墜落・転落	建設機械	切断	交通事故	飛来・落下	工具等取扱	取扱・運搬等	その他	合計
公衆災害	0	0	5	1	0	1	1	0	8
労働災害	4	2	1	0	0	0	3	3	13
合計	4	2	6	1	0	1	4	3	21



令和4年度発生事故の分析まとめ

- ・ 直近3カ年で事故が多いのは「墜落・転落」「取扱・運搬等」「切断」。
- ・ 労働災害のうち、約6割が下請けとなっているが、元請けの労働災害も増えている。
- ・ 工事での事故が9割を占めている。

【 事故防止に向けて 】

- ① 担当作業を担う作業員一人一人までの作業手順の確認・遵守の徹底
- ② 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ③ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー
- ④ 受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実